

平成 27 年第 2 回三重県議会定例会
総務地域連携常任委員会説明資料

目 次

【常任委員会】

○議案補充説明

1 議案第 127 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を 改正する条例案について	1
2 議案第 128 号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例案について	3

○所管事項

1 「『平成 27 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への 回答について	5
2 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について	9
3 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）」中間案について	（別冊）
4 大仏山地域の土地利用について	13
5 第三セクター鉄道 伊勢鉄道株式会社への支援について	17
6 三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）の 改定について	21
7 「三重県地域づくり推進条例」第 5 条に基づく地域づくり実施状況報告 (平成 26 年度)について	23
8 移住促進に向けた取組について	35
9 「三重とこわか国体」の開催準備について	41
10 三重交通 G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場整備事業の進捗状況について	49
11 南部地域活性化プログラムの取組状況について	53
12 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	61

○別冊資料

（別冊 1）「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）」中間案

【地域連携部主担当抜粋】

（別冊 2）第 7 6 回国民体育大会開催基本構想（素案）

平成 27 年 10 月 6 日

地域連携部

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照

1 議案第127号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案について

改 正 案	現 行
（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）	（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）
第五条 法第三十条の十五第二項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び提供に係る事務は、別表第三のとおりとする。	第五条 法第三十条の十五第二項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び提供に係る事務は、別表第三のとおりとする。
（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）	（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）
第六条 法第三十条の十五第二項第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。	第六条 法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。
一・二 （略）	一・二 （略）

2 議案第128号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例案について

○三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例案新旧対照表
第一条関係（三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

別表第一	改正案	現行
		削除
一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び三重県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年三重県条例第五十六号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務	イ 条例第二条第一項の規定による発行手数料の徴収	一の二～十五（略）
口 条例第二条第二項の規定による発行手数料の納付	一の二～十五（略）	

1 「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

総務地域連携常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
241	学校スポーツと地域スポーツの推進	地域連携部 スポーツ推進局	県民指標の26年度実績値が、23年度の現状値を下回っている理由が具体的に分析されていないことから、県民意識調査の結果などもしっかりと分析をしたうえで、より効果的な事業の展開を検討されたい。	平成26年度の「e-モニター」のアンケート結果を分析すると20代～40代の運動しない人の割合が高い傾向にあります。過去の調査結果との比較分析等も行いながら、より多くの県民の皆さんのがスポーツに親しんでいただけるよう、総合型地域スポーツクラブの充実を図るとともにレクリエーション協会等とも連携して取り組んでまいります。
			県民指標の指標値に「e-モニター」の調査結果を活用されているが、県民全体の意見を把握するには、一定の偏りが懸念されることから、次期行動計画での使用については、十分に検討されたい。（施策253、施策352も同様）	「e-モニター」回答者は、選挙人名簿から無作為に選んだ1,200人を対象とした調査で、回収率も60%と高いため、現行動計画で活用しています。第二次行動計画での取扱いについては、全庁的な取扱い方針に基づき慎重に検討してまいります。
242	競技スポーツの推進	地域連携部 スポーツ推進局	国民体育大会の男女総合成績の順位が20位台の目標値に達せずに立ち止まっている状況であり、今後更に、成年選手の就職支援について企業側の受け入れ態勢の環境整備の推進などに取り組まれたい。また、天皇杯の獲得に向けては、優勝者数を増やすより、多くの入賞者を増やすための取組に注力して取り組まれたい。	国民体育大会の男女総合成績については、長崎国体では32位と、一昨年の41位から上昇しました。選手の育成・強化に努めるとともに、アスリートの県内定着に向けた環境づくりを進め、目標達成をめざします。 さらに、三重とこわか国体での天皇杯の獲得に向けて、多くの競技で入賞者を出していけるようしっかりと取り組みます。
251	南部地域の活性化	地域連携部 南部地域活性化局	年々、南部地域における生産年齢人口が減少しており、歯止めがかかってない状況にあり、今後は、南部地域活性化基金のあり方を検討されるとともに、地方創生の交付金の活用、伊勢志摩サミットの開催も活用して、活性化に取り組まれたい。	基金のあり方の検討については、第二次行動計画（中間案）の9月定例月会議提出に合わせて見直し作業を進めているところです。また、伊勢志摩サミットの開催を活性化に役立てられよう、関連事業の誘致など市町と連携し、誘客の促進を図ってまいります。
			施策251「南部地域の活性化」と選択・集中プログラム「南部地域活性化プログラム」の取組内容は、ほぼ同じ内容であるにもかかわらず進展度に相違がある。進展度の判断基準などについては、県民にはわかりにくいため、もう少し分かり易くなるよう検討されたい。	南部地域活性化プログラムは施策251と施策252を合わせたものであり、施策252の内容も勘案し、総合的にB評価としたところです。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
252	東紀州地域の活性化	地域連携部 南部地域活性化局	伊勢志摩サミットの開催や来年度の吉野熊野国立公園80周年などを絶好の機会と捉え、国道260号でつながる伊勢志摩から東紀州への誘客促進に向けた取組を一層進められたい。	現在、サニーロードを活用した誘客に取り組んでいるところです。さらに、国道260号などの幹線道路等の魅力を発信することで誘客が図られるよう、市町と協議を行っているところです。
253	「美し国おこし・三重」の新たな推進	地域連携部	「美し国おこし・三重」の取組は26年度で終了し、その実績はまとめられているが、検証には程遠い状況である。この取組を今後に活かしていくためにも、この事業に携わった多くの方の声を集めて今後の課題を整理するなど、しっかりととした検証に取り組まれたい。	「美し国おこし・三重」の取組については、第三者の視点から中立的な視点を加えた検証・評価を行うための評価委員会を設置し、15回にわたり開催された同委員会の委員長報告を最終報告書に記載して総括をしています。委員長報告では、取組の成果や今後の課題についても整理されたところです。
255	市町との連携による地域活性化	地域連携部	市町の話では移住者は高齢者が多く、地元に馴染むのに苦労していると聞く。また、雇用の場の確保の問題から若者の移住が進まない現状があるため、県は、このような点に留意しながら、定住・移住の施策を推進されたい。	移住相談センター（東京）開設後1か月間の相談状況では、相談者の年代は30代が多く、次いで20代、40代となっており、大阪での移住相談会では、60代の相談者も多い状況でした。本県としても若者層をターゲットにはしていますが、基本的には相談に来ていただいたすべての方々の相談に対応しており、今後とも市町と連携し、移住・定住を積極的に促進してまいります。
352	公共交通網の整備	地域連携部	今回、進展度が「A」と評価されているが、県民の大部分が県内の公共交通の利便性に満足しているとは感じられない。次期行動計画の指標については、県民の視点にたった目標設定となるよう検討されたい。	第二次行動計画の目標設定については、よりわかりやすく、共感が得られるよう検討してまいります。
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	地域連携部	災害からの復旧・復興を迅速に進めていくためにも地籍調査の推進は重要な取組であり、今後も粘り強く、県内市町に対して、効果的な実施方法の周知、普及などを図るとともに、津波浸水想定地域における地籍調査の推進はもちろんのこと、土砂災害警戒区域を含む地域についても地籍調査がなお一層促進されるよう取り組まれたい。	平成26年度には海岸を有する18市町全で南海トラフ地震津波想定地域を対象とする都市部官民境界基本調査を実施したところです。南海トラフ地震などの津波による浸水や土砂災害などからの迅速な復旧・復興を図るため、大規模災害が想定される地域を重点の一つとして地籍調査の推進を図ってまいります。

●選択集中プログラム

プログラム番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
南部地域活性化プログラム		地域連携部 南部地域活性化局	南部地域の活性化に向けては、これまでの取組を進めいくだけでは対処できない状況でもあり、今後は、基金の見直しを進め、予算の増額などに取り組まれたい。	基金のあり方の検討については、第二次行動計画（中間案）の9月定例月会議提出に合わせて見直し作業を進めているところです。また、予算の増額については、国の地方創生の流れを踏まえ、予算確保に努めてまいります。

●行政運営

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
7	IT利活用の推進	地域連携部	携帯電話不通話地域の解消に向けては、27年度の目標値に増減が見られない。今も20カ所における不通話地域があり、緊急時の通話ができないなど普段の生活にも支障をきたす状況もあるため、早期に、解消に向けた取組を進められたい。	今年度は2年に1回の不通話地域の調査年であるため、市町と連携し調査を行い、要望については携帯3社にしっかりと伝えてまいります。また、伊勢志摩サミットを契機に、伊勢志摩地域の不通話地域の解消に積極的に取り組みます。

2 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について

施策251：南部地域の活性化

基本事業	事務事業	ご意見
1 25101 市町のフレキシブルな連携	南部地域活性化推進事業（総合調整事業）費	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の市町が連携できる仕組みづくりやプログラムは、基金事業の大きな特徴であり、特に市町単独ではカバーできなかつたが、基金で可能になった部分などの情報収集など、基金活用の積極的な成果の発信を期待したい。それが、次期の県民指標設定の土台にもなるはずである。 ●各市町からのふるさと納税の特典や、県内高校の同窓会報などと併せて定住促進に向けた情報発信を行う等、更なる工夫を求める。 ●移住者のターゲットを絞って取り組むのはどうか。例えば、専門職の人、香川県の直島はもともと空き家が多く、それを売れない芸術家に貸してアトリエとして使ってもらうようにしていたそうだが、結果的には島全体が美術館のような感じになり、観光客が絶えない。そういう戦略もありうると思う。
2	第一次産業の担い手確保対策事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●農林水産の所管部署と連携しながら、そこでカバーできない部分をどのように補完していくのかが見えてくるとなおよい。農林水産業の新規就業は専業志向がベースであるだけに、若者の地方移住に顕著な、多就業志向の側面などはむしろこのような事業に馴染みやすいかもしれない。 ●就農希望者の県内での円滑な就農に向けて、サポート体制の充実を望む。 ●個別事業としての意義は理解できる。ただし、施策の目的から考えると、そもそも実際、成功したideotypeを提示することが最も重要だと思う。つまり、無理に3次産業の職に就くより、第1次産業の漁業、加工業で就いたほうが経済的に余裕があることを示せばよいのではないか。移住に悩む理由の一つは、ずっと働きながらいられるかどうかである。 ●現地体験をした方たちへのフォローを行い移住につなげていってほしい。
3	移住交流推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●移住対策としては全県での取組に拡張方針、ということだが、1次産業ベースでの地域資源の空間活用は南部地域ならではであり、全県の中でもひとくわ南部地域の特性や魅力に特化したアピールには工夫の余地が大きいのではないか。 ●3市町以外への取組の拡大も期待する。 ●移住がどの程度実現できたのかを検討する必要がある。たとえば、市町へ要請して集計してもらえば、県としては個人情報に触れずに本事業の成果を客観的に評価できる。ぜひとも調べてほしい。 ●移住セミナーではどういう話がされているのかが気になる。移住にあたっての金銭的なシミュレーションなどといった綿密なバックアップがされているのか。 ●また、移住者がすぐ地域外に出てしまったら、意味がない。そのため、実際に移住してきた人に対してのインタビューやアンケート調査を行い、どのような要因が一番決め手であったか等を実態ベースで調べる必要がある。 ●できれば、移住者の生の声を届けるのが、移住を進めるには最も効果的だと思う。

4	幹線道路を活用した誘客促進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●一過性のイベントだけではなかなか産業にならないので、サニー市の取組が情報発信・物販売施設「城」などへの恒常的な誘客に結びつくよう、引き続き工夫していってほしい。
5	子どもの地域学習推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の小中学校、高校との連携は非常に意味のある取組であり、特に、地元にいない大学生との接点づくりを視野に入れている点は高く評価したい。他方で、異動する教員向けの地域学習への理解を深める点も見逃せない。また、学校給食など制度的に難しいが、地元学として外せない要素にどう取り組むのかも、基金ベースでチャレンジできる部分ではないか。 ●高校段階での、いわゆる「山村留学」の促進への取組も望まれる。 ●地元愛を高めることは重要。しかし、Uターンなどに対するイメージをよくすることも必要だと思う。一例に、地方から上京した大学生に、卒業後に戻るのはどうかと聞いたところ、地元にいるときは勉強の出来がよかつたので、東京から戻ってきたら街で噂されるので、帰りにくいらしい。そういう雰囲気がUターンや移住を難しくする可能性がある。
6	企業立地セミナー開催事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事づくりの部分では大事な要素ではあるが、どこまでこの部分にテコ入れするかは検討の余地もあるのではないか。むしろ、既に地域にある仕事をいかにつないでいくのか、という「継業」や、若い世代が移住してコトを起こしていく「小さな起業」を支援していく取組の方が、長い目で見た場合、根付いてくるのではないか。 ●セミナー参加者へのフォローアップをしないと効果は期待できないことから、特に町に関しては、県が代替補完するなどの積極的な支援も検討していただきたい。 ●企業誘致ができるとよいが、企業側にどのようなメリットを提示できるか、そして地域住民にもどのようなメリットがあるかを伝えることが重要。例えば、VAIOの本社が東京から長野県安曇野市に移転したが、安曇野市では、ふるさと納税の還元品としてVAIOのパソコンを導入している。納税者は、20万超えの商品を実質的には5万円程度で手にいれることができる。企業収益、市の税収、納税者のお得感がともに高い。かつ、話題性がある。
7	出逢い・結婚支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●カップリングが成立しても、移住後の仕事・生活のイメージが描けないと、南部地域への移住にはなかなか結びつかず、下手をすると、かえって相手の方の住んでいる都市部に南部地域の若者が流出していく危険性すらあることから、そうした面でのサポートが望まれる。 ●最終的な成婚数がカウントしにくい、ということだが、公金を投入している以上は、プライバシーへの配慮はしつつも、ある程度は追跡調査ができるようにしておくべきではないか。そうでなければ、公金を個人に投入することへの説明責任が果たせないこともなってしまう。
8	熊野古道世界遺産登録10周年キャンペーン事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●「10周年」はあくまで内輪の話であり、世界遺産としての価値を保った定着のために、何が必要なのか、その点での検証がどこまで行われたのかも重要ではないか。単なる一過性のイベントであれば、10周年の意義も減じてしまうだろう。 ●事業を実質的に継続していくのであれば、10年間の成果を踏まえ東紀州の魅力をさらに高め誘客を促進できるよう、情報発信のあり方などにも、より配慮をしていってほしい。 ●世界遺産なのに、なぜか国内をターゲットにしている。海外向けのPR活動が重要だと思う。円安の今こそがタイミングだと思う。Facebookの「死ぬ前まで行ってみたいところ」のようなサイトに、フォローしてもらうのもいいかもしれない。

9	伊勢から熊野へ～熊野古道伊勢路魅力発信事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●観光の情報発信がともすると自治体ごとに途切れてしまいがちである中で、このような「繋いでいく」ことを意識したプログラムは基金事業として大事な部分であろう。繋いだ線をより太くしていく取組を期待したい。 ●今後は、海外からの観光客も見据えた、誘客及び接客の体制の整備が課題であると感じる。 ●例えば、サンティアゴ・デ・コンポステーラ（スペイン、キリスト教3代巡礼地）のように巡礼者の証明となる手帳を提供したりするのはどうか。
10	地域の企業と大学生マッチング支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●南部地域の中小企業には、地場に根差した会社も多いと思われる。その点で、単に仕事のみならず、公私を通じた地域との関わりや、休日のライフスタイルなど、仕事と暮らしの両面を感じ取れるプログラムづくりが大事ではないか。その点で、学生と魅力ある地元の大人や若者との交流の場づくりも大事だろう。 ●県の事業として支援を行う以上、広く県内の全高等教育機関に参加の機会が行きわたるよう調整・働きかけをしていただきたい。 ●見学だけでは仕事の内容を理解しきれない。 ●インターンシップ制度に切り替え、さらに大学と協定を結び、単位認定のコースを作れば、多くの大学生を呼べると思う。その場合、一定期間を地域に滞在することになるので、街を自然に理解できるのではないか。また、その大学生たちに、街の空き家などを利活用してもらえるきっかけにもなる。
11	人材育成推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●受講者が身につけたスキルが今後発揮されることを期待する。
12	集落支援モデルの構築事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●域学連携の取組については、南部地域では現場での動きを生み出す上で、大きな効果が出ており、引き続きの展開を期待したい。取り組んでいる地域同士の情報共有（報告会）が図られているのもよい。 ●取組結果を拝見すると、集落支援＝地域住民が大学生との交流を持つということにしか読めない。集落支援ということの意義が、取組に反映されていないのではないか。例えば、地域住民との連携から新たな商品を開発することができる、若者目線に沿った新しい販売口を確保することができるなどといった、集落全体の利益に結びつかせることが求められるのではないか。
25102 課題解決に向けた県の取組		<ul style="list-style-type: none"> ●事業展開や事業拡大に向けた機運醸成につながる場づくり（異業種交流など）がまず必要ではないか。個々の事業者が互いの特徴や強みを理解し、連携して臨むような地場産業の厚みを増やしていくかないと、単独での事業展開には無理があるよう感じます。 ●「需要ニーズは満たしたものと考える」という根拠がいささか弱いように感じる。創業開始から10年未満の事業者を対象にし始めたのは昨年度からであり、まだ、潜在的な需要がある可能性もあるような気がする。
13	地域資源を活用した雇用創出事業費	

施策に関する総括的な意見	<p>●地域づくりのプロセスを、「足し算」のサポート→「掛け算」のサポートと整理したとき、総じて、南部地域の施策は、前者の「足し算」のサポート、言い換えれば、外部とのつながりや機運づくり、小さな成功体験とその共有、といったベースづくりに展開意義があり、また、一部では効果を生み出しているように見受けられる。その点では、各部署が展開する「掛け算」のサポート（攻めの事業）とセットで効果を図していく必要もあるかもしれない。</p> <p>●県が南部地域を対象とする基金を創設した意義として、人・情報・資金が一体となって、現場に入り込んだ点にあるはず。現場を見守る目の数が増える安心感、他の市町の取組を県職員が媒介するようなネットワークの構築など、数値では表現できない現場の手応えが多く感じられているに違いない。定量的な指標だけでなく、定性的な成果を指標の中に組み込み、数値的にマイナスでも、現場が変化する機運が、前向きか、後向きかを示せるような、プロセスを評価できるものさしの導入が急務ではないか。</p> <p>●県民指標の生産年齢人口の減少については、自然減と社会減とを分けて考えるべきなのではないか。65歳になって生産年齢人口から抜けていく人口と15歳になって新たに生産年齢人口に入る人口を比べた際に15歳人口の方が65歳人口よりも少ないことに伴う減少率と、進学・就職・転職等で転出していくことに伴う減少率とを、分けて分析しないと、問題の本質が見えてこないよう思う。</p> <p>●紀勢、熊野古道あたりの観光名所や世界遺産、さらにサミットも開催されるので、これに便乗して、この地域を国際的にPRすることが重要。例えば、バリ島では、オーストラリアのお金持ち外国人が別荘をたくさん持っている。世界に地域の魅力を伝えるのは重要。</p> <p>●県民指標だが、全人口そのものが減っているなか、生産年齢人口を増やすことが本当に可能なのかを、考えてほしい。むしろ、南部地域の税収アップにつながる対象を指標に組み込んだほうが地域の活性化になるのではないか。 (⇒例えば、一部のお金持ちをターゲットにして、別荘地のような週末の釣りの街を売り込むのはどうか)</p> <p>●余談だが、南部のある市にホテルに宿泊したとき、おすすめできる市内の観光地はないとの回答があった。これは、地域住民のなかで、地域に抱く効力感のなさを表している。そういう地域マインドが、移住を妨げる可能性もある。実際、南部地域の住民は他地域からの移住をどのように捉えているのかを検討する必要がある。</p>
--------------	--

4 大仏山地域の土地利用について

1 経緯

- (1) 大仏山地域については、昭和40年代の中南勢地域総合開発構想における住宅政策として位置づけられ、開発された地域です。県営大仏山公園、伊勢市大仏山公園スポーツセンターは整備されましたが、約52ha（うち県土地開発公社等所有地約22ha、県所有地約30ha）が現在も未利用となっています。
- (2) 平成21年に県と地元3市町で「大仏山地域土地利用検討協議会」（以下「協議会」という。）を設立しました。

協議会では、「土地利用の方向」を定め、多様な主体の参画の可能性や、土地利用者等の需要予測について検討を行いました。

- (3) 平成25年10月に大仏山地域の利用を行うための指針となる「三重県大仏山地域土地利用構想（以下「構想」という。）」を確定しました。

構想では、土地開発公社所有地の県有地化、散策路等の整備、多様な主体の参画による土地利用、土地利用と一体となった土地管理、土地利用を促進するためのしくみづくりなど、今後の土地利用に向けた取組の基本的な進め方と取組のスケジュール（案）を示しました。

2 土地の購入

構想に基づく取組を進めるため、平成27年度中に土地開発公社から土地を購入し工事に着手する必要があり、今回土地開発公社と土地売買仮契約を行います。

11月定例月会議に財産の取得に関する議案を提出し、議決後正式に契約を締結する予定です。

購入価格については、以下のとおり不動産鑑定評価書の鑑定価格に事務費等必要経費を計上した価格としています。

【契約予定額】

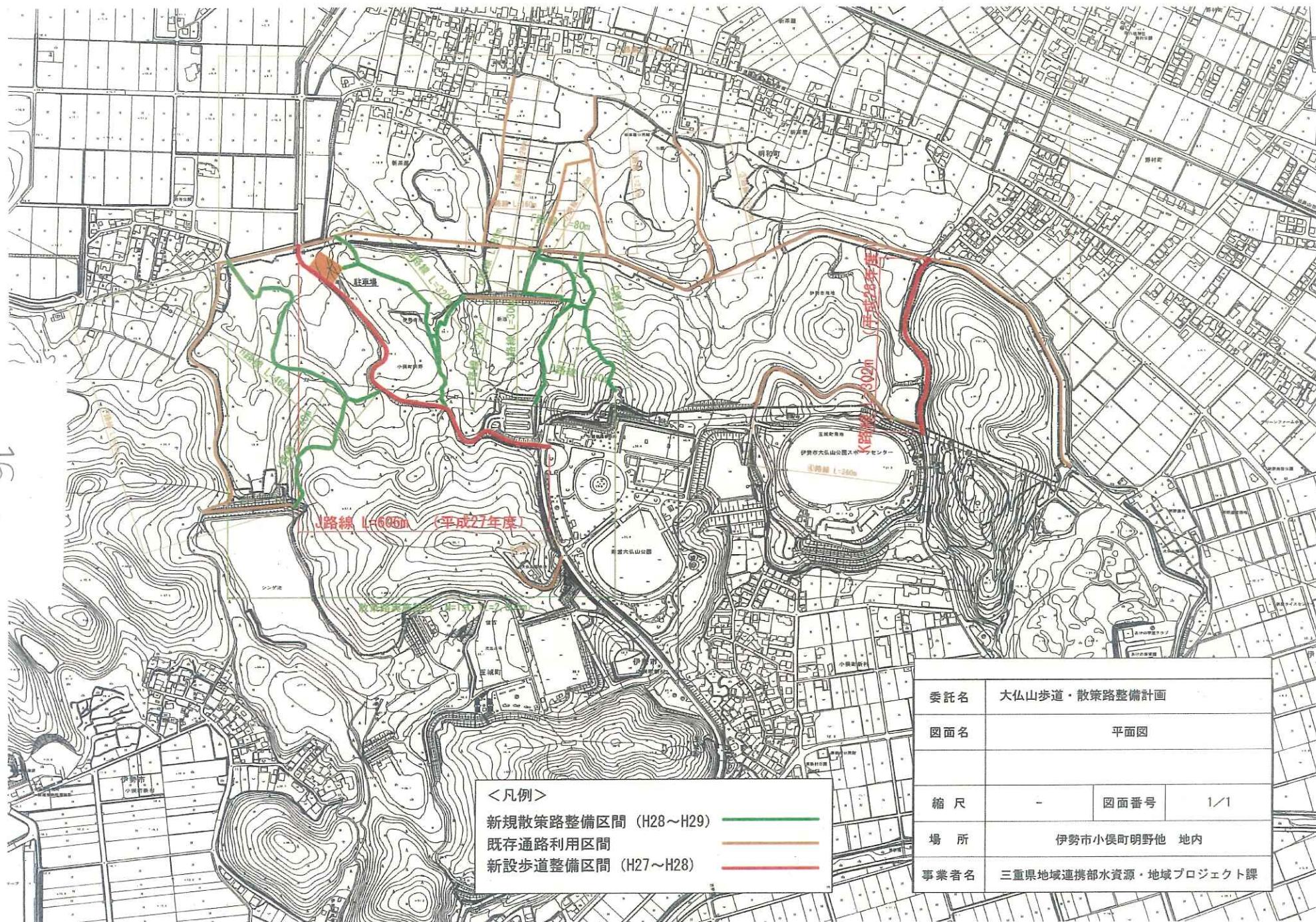
247,550,829円
(内訳) 235,692,000円（土地価格）
3,363,120円（境界復元測量費用）
4,510,329円（除草等維持管理費用）
3,985,380円（事務費：国土交通省事務費率による）

3 今後の対応

構想に基づく散策路等の整備については、平成27年度以降順次工事に着手し、平成29年度末までに基盤整備を終える予定です。

また、土地利用や土地利用と一体となった土地管理、土地利用を促進するため行政だけでなく地域住民、市民団体等多様な主体と連携を図り、持続可能な管理・規模で里山の保全・活用を進めていくしくみづくりなど、土地利用の具体化に向けた取組を検討していきます。





5 第三セクター鉄道 伊勢鉄道株式会社への支援について

1 公共交通に関する近年の考え方

公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している中、平成 26 年 5 月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されました。その趣旨は、公共交通は地域活性化のために不可欠な社会インフラであり、民間事業者を主体とした従来の枠組から転換し、地方自治体が中心となって地域公共交通の再編を進めることが必要であるというものです。

地方鉄道において設備投資にかかる経費の負担は大きく、経営赤字の要因となっています。このため近年では、地方鉄道の経営において、「上部」（鉄道の運行を行う）と「下部」（施設設備を保有しこれらにかかる経費を負担する）の事業者を分離することにより、鉄道事業の経営安定化を図る「上下分離方式」が広がりつつあります。

伊勢鉄道株式会社の場合は、「上部」（鉄道の運行）と「下部」（施設設備の保有）ともに同社が担っていますが、施設設備を地方自治体が保有しているものとみなし、施設設備にかかる投資的経費を地方自治体が担うという「みなし上下分離方式」の考え方を準じて、支援することが必要です。

2 支援に関する経緯

伊勢鉄道（河原田駅～津駅 22.3 km）は、第三セクター鉄道として、昭和 62 年 3 月から営業を開始していますが、旧国鉄より無償で供与された施設設備の老朽化が進んでいることから、同社では平成 26 年 12 月に、平成 26～40 年度の 15 年間で総事業費 21 億円を超える「中期安全設備整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定しました。【資料 1】

整備計画のうち、平成 26～27 年度までは、国負担分は国補助金で、自治体負担分は「三重県地域交通体系整備基金」（以下、「基金」という。）で、事業者負担分は自社資金で整備を行いますが、平成 28 年度以降は、基金及び自社資金の残高が不足するため、整備費用を負担していくことが困難となります。

平成 28～40 年度の 13 年間の事業費総額は約 18.3 億円ですが、そのうち国負担分約 5.3 億円、基金及び自社資金の残額約 3 億円をのぞいた 10 億円の財政支援が必要となります。

公共交通において安全運行が強く要請されている中、これらの資金を調達するため、同社に対する行政（県・市町）の新たな支援の枠組を構築することとしています。

3 支援に関する県の考え方

現在、県と市町が協議を進めているところであり、関係市町へ提示している案は以下のとおりです。

(1) 支援の枠組

支援が必要な 10 億円について、第三セクター設立時の出資、出捐割合と同様に、「県 1/2」「伊勢鉄道沿線 3 市 1/4」※1 「沿線 3 市以外の 12 市町 1/4」※2 の負担割合とすることを基本とします。

したがって、「県 5 億円」「伊勢鉄道沿線 3 市 2 億 5 千万円」「沿線 3 市以外の 12 市町 2 億 5 千万円」となります。

※1 伊勢鉄道沿線 3 市 津市、四日市市、鈴鹿市

※2 沿線 3 市以外の 12 市町 (参宮線沿線及び紀勢本線沿線の市町)

伊勢市、松阪市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市

多気町、大台町、玉城町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 支援の方法

「三重県地域交通体系整備基金（昭和 62 年 3 月 16 日 三重県条例第 3 号）」へ各市町からの出捐を受け入れます。

(3) 支援の時期

支援額に応じた形で、平成 28~30 年度までの 3 年間を基本として、基金の積増を行います。

(4) 各市町の支援額

※支援額を算定する考え方・基準について、関係市町と協議中です。

4 県の考え方の説明等

平成 27 年 8 月 11 日 沿線 3 市（津市、四日市市、鈴鹿市）へ県の考え方を提示
8 月 25 日 参加の 6 市町（伊勢市、鳥羽市、多気町、大台町、玉城町、紀宝町）へ県の考え方を提示
8 月 28 日 参加の 6 市町（松阪市、尾鷲市、熊野市、大紀町、紀北町、御浜町）へ県の考え方を提示
10 月 5 日 沿線 3 市以外の 12 市町と協議

5 今後のスケジュール

平成 27 年 10 月～ 県の考え方を基に関係市町と協議
平成 28 年 2 月（予定） 県議会へ平成 28 年度当初予算提出

伊勢鉄道 中期安全設備整備計画

【単位:千円】

事業区分	Ⅰ期		Ⅱ期	Ⅲ期	合計
	平成26~27年	平成28~30年	平成31~35年	平成36~40年	(Ⅰ期~Ⅲ期)
車両検査・車両更新	19,800	46,000	96,000	381,000	542,800
レール・まくら木等 更新 交換	107,500	31,000	59,000	11,000	208,500
分岐器等 更新	0	10,400	88,000	0	98,400
高架橋・架道橋等 改修	20,250	42,000	53,000	8,000	123,250
のり面 改良	29,200	62,000	120,000	124,000	335,200
停車場設備 改良	28,700	35,000	48,000	78,000	189,700
トンネル全般検査	0	0	3,000	0	3,000
連動装置、遠隔装置 取替	102,100	390,000	0	0	492,100
踏切(遮断機・電気・ 軌道)関係 更新等	0	54,100	12,000	10,000	76,100
ATS地上子 新設・更新	8,670	9,000	0	0	17,670
その他電気関係 新設・更新	8,990	24,510	35,000	0	68,500
平成26~40年度 合計	325,210	704,010			
	1,029,220		514,000	612,000	2,155,220
	平成28~40年度 合計	704,010	514,000	612,000	1,830,010

6 三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）の改定について

1 三重県情報セキュリティポリシーの改定について

ソーシャルメディア等の新たな技術の利用拡大、社会保障・税番号制度やサイバーセキュリティ基本法の施行、標的型メールその他の新たなサイバー攻撃手法の台頭など、情報セキュリティを取り巻く環境は大きく変化してきています。

これらの変化に対応するため、平成25年度から外部専門家の支援を受けながら、三重県情報セキュリティポリシーの見直しの検討を進めてきたところですが、平成27年3月に、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定され、情報セキュリティに関する統一的な窓口機能の整備、暗号化、情報漏えい等のセキュリティ対策の強化、クラウドサービス利用時の考慮事項等が追記されました。

これを受けて、今年度中に三重県情報セキュリティポリシーの改定を行う予定です。

※ 三重県情報セキュリティポリシーとは、三重県の組織において実施する情報セキュリティ対策を総合的・体系的にとりまとめたものです。

県民の個人情報や行政運営上重要な情報等、県が保有するデータを情報セキュリティの脅威から守ることを目的として平成15年度に策定し、平成18年に内容に関する大きな見直しを行い、現在に至っています。

この三重県情報セキュリティポリシーには、情報セキュリティ対策を行うにあたっての基本的な方針、情報セキュリティ対策として遵守すべき行為等が記載されています。

2 改定の進め方等

（1）改定の進め方

情報セキュリティを取り巻く環境に対応した三重県情報セキュリティポリシーの改定を行うため、今年度に入り、庁内の関係課による情報セキュリティポリシー策定部会を立ち上げ、外部専門家の支援を受けながら、三重県情報セキュリティポリシーの改定内容の検討を重ねてきました。

改定内容については、情報セキュリティ対策課長会議^(※1)の場で情報共有を行うとともに、公共工事関連や人事、財務会計等、大規模なシステムを所有している所属と個別に意見交換を行いながら、最終的にＩＴ利活用推進本部会議^(※2)で承認を得て施行する予定です。

(2) 改定スケジュール案

平成 27 年 6 月中旬～	改定項目の洗い出し
7 月上旬～	改定項目ごとの見直しの方向性の検討
8 月中旬～	全庁へ意見照会
9 月上旬～	改定案作成
11 月上旬	全庁へ意見照会
12 月下旬	IT 利活用推進本部会議開催
平成 28 年 1 月上旬～	施行、周知、研修

(※1) 情報セキュリティ対策課長会議

情報セキュリティ対策の包括的な検討を行うこととし、各部局の総務担当課長を構成員として組織されています。

(※2) IT 利活用推進本部会議

IT を安全安心にかつ効果的に利活用することで、本県の行政運営の効率化を進めるとともに、県民サービスの向上や地域の情報化を推進するため、知事を本部長とし、副知事、危機管理統括監、部局長等を構成員として組織されています。所掌事務の一つに『情報セキュリティ対策に関すること』が定められています。

3 主な改定内容

(1) 情報セキュリティ体制の見直し

CISO（最高情報セキュリティ責任者）や CSIRT（コンピュータセキュリティインシデント対応チーム）の設置等、国のガイドラインに合わせた見直しを行います。

(2) 重要な情報の保管に関する規定の見直し

重要な個人情報や大量の個人情報の保管に関する規定の強化を行います。

(3) クラウドサービス利用に関する規定の見直し

クラウドサービス利用時に留意するべきセキュリティ対策について見直しを行います。

(4) 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」との整合性の確認

特定個人情報（マイナンバー〔個人番号〕をその内容に含む個人情報）の適正な取り扱いを確保するための具体的な指針を定めた国のガイドラインと整合性を図ります。